

令和5年度答申第6号
令和5年10月 5日

松戸市教育委員会
教育長 伊藤 純一様

松戸市個人情報保護審議会
会長 井川 信子 印

個人情報の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和3年2月16日付け松教生企第255号をもって諮問のあった個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、令和2年8月31日付け個人情報開示請求書により、松戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）に対して、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年条例第10号。松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の条例をいう。以下「条例」という。）第10条の規定により、「松戸市教育委員会職員が個人情報開示請求者の自宅又は自宅の郵便受け若しくは自宅周辺を撮影し、保管等をしている当該撮影に係る画像データ及び画像データを印刷した写真並びに当該写真を使用した報告書等の公文書」（以下「本件文書」という。）に係る個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、令和2年9月11日付けで、本件文書の不存在を理由として、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年12月14日付け審査請求書により、松戸市教育委員会（審査庁）に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 理由

① 開示の請求に係る個人情報の内容について

本件処分に係る非開示限定通知書には、本件個人情報の内容が記載されていない。

処分庁の行為は、条例第6条の個人情報の直接収集の規定に違反し

ている。

また、処分庁の行為は、条例第4条の個人情報の保管等の届出義務の規定に違反している。

② 理由付記の不備について

本件処分は、条例第11条の3第2項が準用する松戸市情報公開条例第10条第3項の理由付記の規定に違反している。

松戸市情報公開条例第10条第3項は、実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない、と規定している。

しかし、非開示決定通知書には、撮影の経緯、撮影された画像データを確認した内容について記載がない。

そのため抹消した画像データが判断できない。

審査請求人としては、画像データが確実に破棄されているか理解できないため、理由付記に不備がある。

最高裁判決平成14年12月10日、平成23年6月7日等によると、本件処分は、処分庁による理由付記に不備があり、違法である。

③ 本件処分の根拠規定について

条例第11条の3第2項が準用する松戸市情報公開条例第10条第3項の規定に反し、違法又は不当な処分であり、取消しを免れない。

条例第11条の3第2項においては、松戸市情報公開条例第10条第2項の開示請求に係る公文書を保有していないときを含む、この規定は準用されない。

個人情報保護規則第8号様式でも情報公開条例第10条第2項を根拠としていない。

④ 条例違反により保管等した個人情報に係る処分について

通知書の投函時に複数職員がいれば、写真撮影の必要はないため、処分庁は、所掌事務の範囲を超えて、個人情報の収集をしたこととなる。

条例第3条第2項の事務の範囲を超えた個人情報の保管等を禁止する規定に違反する。

⑤ 教示の有無及びその内容

市の機関による教示はあった。

⑥ 付言

条例の規定に違反し、個人情報を保管等しているため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条に該当し、第29条第1項の懲戒事由に該当する。関係職員の懲戒を求める。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 理由

審査請求人とはメール、電話での連絡ができないため、公文書一部開示決定通知書を手渡しするために自宅を訪問した。

審査請求人に対して手渡せなかったため、直接郵便受けに投函したことを上司が確認できるよう内部的に行ったものであり、上司の確認後に画像データは消去し、印刷、保管等はしていない。

投函を撮影した画像は、個人情報である。

画像は、不存在であることを説明しており、理由付記に不備はない。

条例第11条の3第2項による開示の手続等とは、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第2章 公文書の開示（第5条—第17条）全般を指している。

松戸市個人情報の保護に関する条例施行規則第8号様式は、様式の例であり、開示することができない理由は、条例第10条第3項第 号に該当しなければならないとしたものではない。

以上のとおりであるから、本件処分には、何ら違法又は不当な点はなく、取消しの必要はない。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例の目的について

条例は、本市の個人情報の保護に関する基本的事項を定め、もって市の機関の保有する個人情報の適正な管理を図り、市民の基本的人権を擁護することを目的とする（第1条）。

そして、条例は、同条の個人情報の保護に関する基本的事項として、個人情報の取扱いの適正を期する観点から、個人情報の適正管理、収集の規制、利用及び提供の規制等の手続を定め（第5条、第6条、第7条等）、また、個人情報の取扱いは、本人の知り得る状態に置くことが適切であるという観点から、個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利をそれぞれ定めている（第10条、第11条、第11条の2等）。

(2) 開示請求の対象となる公文書について

公文書とは、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているもの」（条例第2条第7号）をいう。

本件の図書館職員による画像データ及び印刷した写真並びに報告書は、市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した電磁的記録及び文書であつて、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものである場合には、公文書に該当する。

(3) 個人情報の記録の開示請求について

条例は、個人情報の開示については、

「第10条 何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わつて前項の請求をすることができる。

3 市の機関は、第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る個人情報の記録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該記録を開示しないことができる。

(1) 個人の評価、診断、判定、相談又は選考に関するものであつて、

本人に知らせないことが正当と認められるもの

(2) 開示することにより市の機関の公正又は適正な行政執行を妨げるおそれのあるもの

(3) その他公益上必要があると市長が審議会の意見を聴いて認めたもの」

と規定している。

(4) 個人情報の記録の開示決定等について

次に、条例は、個人情報の記録の開示決定等については、

「第11条の3 市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示の請求があつた日の翌日から起算して14日以内（訂正の請求及び利用停止等の請求にあつては30日以内）に、請求に係る決定をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、開示の手続等については、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）の規定を準用する。」

と規定している。

第11条の3第2項による準用条文としては、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号）第2章 公文書の開示（第5条—第17条）の手続等に係る条文である。

このうち、松戸市情報公開条例第10条は、

「第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」

と規定している。

(5) 本件処分について

以上を踏まえ、当審議会において、処分庁の関係職員に対し、確認し、以下のとおり判断した。

ア 松戸市教育委員会職員が個人情報開示請求者の自宅又は自宅の郵便受け若しくは自宅周辺を撮影した当該撮影に係る画像データについては、上司の確認後に消去したことにより、不存在であることが認められる。

イ 画像データを印刷した写真については、写真自体が存在しないことが認められる。

ウ 当該写真を使用した報告書等の公文書についても、不存在であることが認められる。

その他、処分庁の説明に不自然な点はなく、上記データや文書の存在を推認させるような事実は認められなかった。

次に、理由付記について、個人情報非開示決定通知書中、開示することができない理由欄に、「松戸市個人情報の保護に関する条例第11条の3第2項の規定により準用する松戸市情報公開条例第10条第2項の規定により非開示とする。」と記載があり、これは、開示しないこととする根拠規定に相当する。また、「撮影は、職員が手渡せなかったため、直接投函の確認として内部的に行ったものであり、画像データによる確認後、保管する必要がないため、消去したことによる不存在。また、画像データは、印刷しておらず写真は不存在、よって当該写真を使用した報告書も不存在である」との記載があり、これは、当該規定を適用する根拠に相当する。

したがって、本件処分の理由付記に不備はないと判断する。

(6) その他について

審査請求人は、処分庁の対応等について、種々指摘しているが、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上により、審議会は、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 2月16日	諮問書の受理
令和 5年 7月26日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 5年 8月31日	第2回審議会（審議・理由説明）
令和 5年10月 5日	第3回審議会（審議）